投資信託説明書 (請求目論<u>見書)</u>

使用開始日:2025年10月3日

三井住友DS日本バリュー株ファンド

追加型投信/国内/株式

【愛称】黒潮

三井住友DS日本バリュー株ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月2日に関東財務局長に提出しており、2025年10月3日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 荻原 亘
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧 に供する場所	該当事項はありません。



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- 1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
- 2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
- 3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
- 5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

三井住友DS日本バリュー株ファンド (愛称として「黒潮」という名称を用いることがあります。) 以下「当ファンド」といいます。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

1兆5,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます(基準 価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「黒潮」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd- am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(5)【申込手数料】

原則として、申込金額(取得申込受付日の基準価額×申込口数)に、3.3%(税抜き 3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

(6)【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2025年10月3日から2026年4月2日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の基準価額×申込口数)に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。 各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4)発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用 ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の 規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替 機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考:投資信託振替制度)

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、 解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によっ て行われます。

- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます (原則として受益証券を保有することはできません。)。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じてわが国の株式に投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

②信託金の限度額

信託金の限度額は、3,000 億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
		株式
単位型	国 内	債 券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
	1.3 /1	資産複合
	New 2 Area Lid x 2 de en x 2 2	

⁽注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般 大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	ファミリーファンド
個分 一般 公債	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファント
社債	(http://	アジア	

年12回		
(毎月)	オセアニア	
п.	+++·/	
口々	中 ド 木	ファンド・オブ・ファン
その他	アフリカ	ズ
()		
	(甲東)	
	エマージング	
	日々	(毎月) オセアニア 日々 中南米 その他 () アフリカ 中近東 (中東)

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。 ※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

≪商品分類表定義≫

- 1. 単位型投信・追加型投信の区分
- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を 源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を 源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 3. 投資対象資産(収益の源泉)による区分
- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉と する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券··· 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉と する旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信 (リート) …

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをい

う。

- (4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記 (1) から (3) に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

(1) MMF (マネー・マネージメント・ファンド) …

「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2) MRF (マネー・リザーブ・ファンド) …

「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3) ETF… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号 に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の 記載があるものをいう。
- (2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる 特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小 分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものと し、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

≪属性区分表定義≫

- 1. 投資対象資産による属性区分
- (1) 株式
- ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
- ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…

目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

- (4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
- ①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、 機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをい う。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月) · · · 目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル・・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉と する旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東) … 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を 源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域 (新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファ

ンズをいう。

- 5. 為替ヘッジによる属性区分
 - ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
 - ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまた は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
- 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
 - ①日経225
 - ②TOPIX
 - ③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を 行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含 む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型··· 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型/絶対収益追求型…

目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない 特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

1999年7月30日 信託契約締結、設定、運用開始

2001年11月26日 ファミリーファンド方式へ変更

2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

2019 年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友DSアセットマネジメント株式会社へ承継

2022 年8月19日 「大和住銀日本バリュー株ファンド」から「三井住友DS日本バリュー株ファンド」に 名称を変更

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」 証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の 作成等を行います。

(口) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

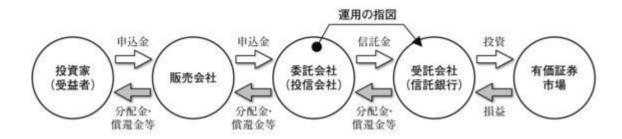
証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、そ

の業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの募集・ 販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益 者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円 (2025年7月31日現在)

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 証券投資顧問業の登録

1987年6月10日 投資一仟契約にかかる業務の認可

1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式 会社へ商号変更

2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019 年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社に商号変更

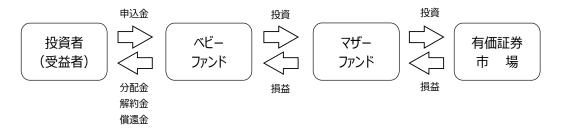
(ハ) 大株主の状況

(2025年7月31日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグル ープ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16, 977, 897	50. 1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7, 946, 406	23. 5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5, 080, 509	15. 0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3, 528, 000	10. 4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337, 248	1. 0

ハ ファンドの運用形態 (ファミリーファンド方式による運用)

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2 【投資方針】

(1)【投資方針】

- ①日本バリュー株マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。
- ②TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ③わが国の株式の中から、各種投資指標により割安と判断される銘柄を重視し、中長期的な観点から個別企業のファンダメンタルズ分析により投資銘柄を選定します。
- ④マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。
- ⑤わが国の株式(マザーファンドの信託財産に属する株式のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑥資金動向、市況動向、残存期間等によっては、または、やむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、 法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。
 - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク (為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。) を減じる目的
 - ハ. 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

ファンドの特色

- 1
- 日本バリュー株マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。
- ■わが国の株式の中から、各種投資指標により割安と判断される銘柄を重視し、中長期的な 観点から個別企業のファンダメンタルズ分析により、投資銘柄を選定します。
- ■マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。
- 2

TOPIX (東証株価指数、配当込み) をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。



TOPIX (東証株価指数)とは

日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する株価指数です。

日本の株式市場を投資対象とする金融商品の運用目標や評価の基準(ベンチマーク)として広く利用されています。

- 3
- 毎年7月8日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、分配を行います。
- ■委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその 金額について保証するものではありません。
- ※資金動向、市況動向、残存期間等によっては、または、やむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。



指数の著作権など

TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)に帰属します。JPXは、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXにかかる標章または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。また、JPXは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

ファンドのしくみ □ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。 マザーファンド ファンド 投資対象資産 申込金 投資 投資 三井住友DS 日本バリュー株 投資者 日本の株式 日本バリュー株 (受益者) マザーファンド ファンド 分配金 損益 損益 解約金 償還金 マザーファンドの運用プロセス ■マザーファンドの運用は、運用部 バリュー+αグループが行います。 上場銘柄群 ●各種投資指標から独自のシステ ムを用いて分析し、割安と判断 される銘柄を抽出 ▶財務・流動性等の基準によって 絞込み 割安グループ 企業調査、訪問などの独自調査 等によって「割安グループ」から 投資対象ユニバースを作成 投資対象ユニバース マクロ経済動向等により、業種別・ 規模別配分を決定 ポートフォリオ ※上記の運用プロセスは2025年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。 ※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。 <運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

(2)【投資対象】

①運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友 信託銀行株式会社を受託会社として締結される日本バリュー株マザーファンド(以下「マザーファンド」と いいます。)ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項 各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。) をもってマザーファンドへ投資することを指図できるものとします。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限ります。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特別目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予 約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- 13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12 ならびに 17 の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものおよび 14 の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2から6までの証券および 12 ならびに 17 の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13 の証券および 14 の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを「投資信託証券」といいます。

②その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記①の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

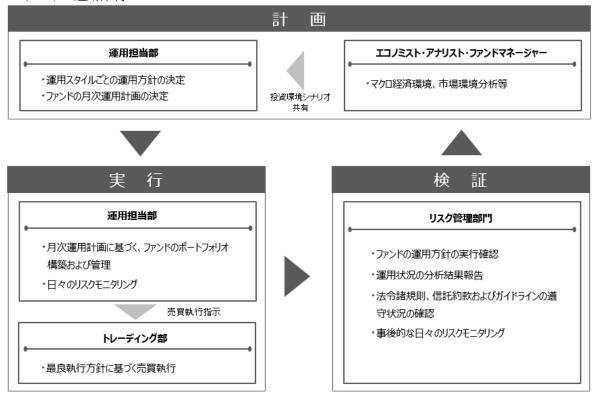
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

イ ファンドの運用体制



- ※リスク管理部門の人員数は、約40名です。
- ※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。
- ロ 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、信託事 務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4)【分配方針】

毎決算時(毎年7月8日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内 とします。
- ロ. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の上昇分を勘案して分配を行います。

(5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ. 株式等への投資制限

- (イ)株式 (新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。) への実質投資割合には制限を設けません。
 - *実質投資割合とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合にマザーファンドの信託 財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得たものをいいます。以下同じで す
- (ロ)委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の20を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
 - *信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

ロ. 投資する株式等の範囲

- (イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所※に上場 (上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において 取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当によ り取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。
- (ロ)前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見 書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指 図することができるものとします。

ハ. 同一銘柄の株式等への投資制限

- (イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する 当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産 総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等によ り100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- (ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

ニ. 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドを除きます。)の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ. 信用取引の指図節囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの 指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売り出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産 に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きま す。)の行使により取得可能な株券

へ. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
- (ロ)委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ)委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ト. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を 超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの 限りではありません。
- (ハ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託 財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資 産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることとなっ た場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するもの とします。
- (二)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に

定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (ハ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (へ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。) における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。) までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。) の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ト)為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。)を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

リ. 同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 10 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

ヌ. 有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社 債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル、外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヲ. 外国為替予約の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- (ロ)前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき 円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建 資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計 額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ)前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する 為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ワ. デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

カ. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ヨ. 資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金 手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、 または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる 場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行 わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

タ. 受託会社による資金の立替

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託会社 の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式

の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、 受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号) 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変 動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に より算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株 予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含み ます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第1項第8号の 2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報:日本バリュー株マザーファンドの投資方針等)

(1)運用の基本方針

当ファンドは、わが国の株式へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(2)運用方法

①投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

- イ. TOPIX (東証株価指数、配当込み) をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ロ. わが国の株式の中から、各種投資指標により割安と判断される銘柄を重視し、中長期的な観点から個別 企業のファンダメンタルズ分析により、投資銘柄を選定します。
- ハ. マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。
- ニ. わが国の株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産への投資は、 原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ホ. 資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用の指図

- ①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に 定めるものに限ります。)
- ハ. 金銭債権
- 二. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券又は新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。)
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 特別目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予 約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 - 13. 証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 - 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 19. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1の証券または証書、12 ならびに 17 の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形

- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③1から5までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4)主な投資制限

- ①株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ⑧有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。
 - イ. 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
 - ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引 所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑨スワップ取引は、以下の範囲で行います。
 - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 - ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超 えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限り ではありません。
 - ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ニ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ホ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提

供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- ⑩金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。
 - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を 行うことの指図をすることができます。
 - ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引または為替 先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一 部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の 時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその 超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - 二. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した 価額で評価するものとします。
 - ホ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ②一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の 投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことが あります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、 投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因 となります。

(ハ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) ファンド固有の留意点

ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとします。当ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合がある一方で下回る場合もあります。したがって、当ファンドはベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。

(ロ) 投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンド を投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、 その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ハ) 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われる と、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが 小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針 等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

「 ファンドの年間騰落率および] 分配金再投資基準価額の推移]

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と 分配金再投資基準価額の推移を表示したもの です。

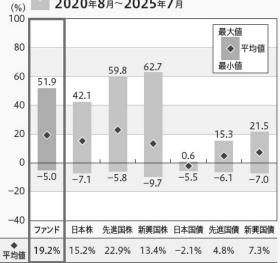
年間騰落率: 2020年8月~2025年7月



- ※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を 分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
- ※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と 同じです。

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、 各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を 比較したものです。

- → ファンド: 2020年8月~2025年7月
- ◆ 他の資産クラス: 2020年8月~2025年7月



- ※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
- ※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。					
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。						
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。					
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。					
先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としている						
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。					

- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
- ※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、 当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

原則として、申込金額(取得申込受付日の基準価額×申込口数)に、3.3%(税抜き 3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

純資産総額に年1.672% (税抜き1.52%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容		
委託会社	年0.71%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準 価額の算出、法定書面等の作成等の対価		
販売会社	年0.72%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価		
受託会社	年0.09%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等 の対価		

[※]上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、原則として、計算期間を 通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支 弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、 信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁するものとします。
- ※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々の取引内容等により金額が 決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産 で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載 することはできません。
- ※ 上記 (1) ~ (4) にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすること

(5) 【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつ ど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の 販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売 会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自 動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参照。)
- ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

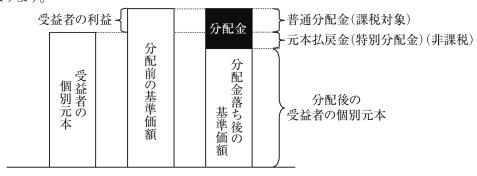
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払 戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が 元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額 が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金 発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個 別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税 15.315%および地方税 5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%(所得税 15.315%および地方税 5%)の 税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能 です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税のみ)の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。 なお、当ファンドは、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。
- ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。
- ※当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが 異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025年7月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年7月9日~2025年7月8日)における当ファンドの総経費率(年率換 算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.68%	1.67%	0.00%

- ※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および 有価証券取引税は含まれていません。)です。
- ※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREIT の管理費用等は含まれていません。
- ※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書 が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。 運用報告書は、委託会社のホームページ (https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/) から検索いただけます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

三井住友DS日本バリュー株ファンド

2025年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	55, 512, 382, 461	100.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	△49, 143, 382	△0.09
合計(純資産総額)		55, 463, 239, 079	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友DS日本バリュー株ファンド

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
F	本	親投資	日本バリュー株マ	7, 675, 301, 062	6. 8805	52, 809, 692, 893	7. 2326	55, 512, 382, 461	100. 09
		信託受	ザーファンド						
		益証券							

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.09
合 計	100.09

②【投資不動産物件】

三井住友DS日本バリュー株ファンド 該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友DS日本バリュー株ファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

三井住友DS日本バリュー株ファンド

年日口	純資産総額		1万口当たりの		
年月日	(F	9)	純資産額 (円)		
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第17期 (2016年7月8日)	12, 505, 295, 713	12, 505, 295, 713	9,096	9, 096	
第 18 期 (2017 年 7 月 10 日)	12, 783, 810, 532	13, 863, 423, 494	11,841	12, 841	
第19期 (2018年7月9日)	11, 980, 736, 632	12, 078, 408, 343	12, 266	12, 366	
第 20 期 (2019 年 7 月 8 日)	10, 832, 141, 473	10, 832, 141, 473	11, 484	11, 484	
第 21 期 (2020 年 7 月 8 日)	9, 437, 866, 401	9, 437, 866, 401	11, 319	11, 319	
第 22 期 (2021 年 7 月 8 日)	10, 005, 883, 913	10, 675, 301, 151	14, 200	15, 150	
第 23 期 (2022 年 7 月 8 日)	10, 697, 794, 464	10, 838, 952, 386	15, 157	15, 357	
第 24 期 (2023 年 7 月 10 日)	17, 568, 953, 971	18, 406, 854, 206	17,823	18, 673	
第 25 期 (2024 年 7 月 8 日)	45, 763, 049, 783	48, 882, 820, 394	22, 737	24, 287	
第 26 期 (2025 年 7 月 8 日)	53, 277, 047, 664	53, 507, 238, 175	23, 145	23, 245	
2024年 7月末日	48, 178, 355, 121	ı	22, 320	-	
8月末日	48, 303, 868, 909	-	21, 351	-	
9月末日	48, 724, 055, 282	_	21, 074	_	
10 月末日	49, 670, 792, 463	-	21, 333	-	
11 月末日	50, 235, 047, 896	_	21, 541	_	
12 月末日	51, 714, 370, 168	_	22, 517	_	
2025年1月末日	51, 726, 140, 034	_	22, 523	_	
2月末日	49, 493, 663, 440	-	21, 553	-	
3月末日	50, 195, 113, 742		21, 819	_	
4月末日	51, 426, 608, 684		21,861	-	
5月末日	53, 859, 979, 225	-	23, 109		
6月末日	54, 477, 172, 696		23, 498		
7月末日	55, 463, 239, 079	_	24, 308	_	

⁽注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

三井住友DS日本バリュー株ファンド

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第 17 期	2015年7月9日~2016年7月8日	0
第 18 期	2016年7月9日~2017年7月10日	1,000
第 19 期	2017年7月11日~2018年7月9日	100
第 20 期	2018年7月10日~2019年7月8日	0
第 21 期	2019年7月9日~2020年7月8日	0
第 22 期	2020年7月9日~2021年7月8日	950
第 23 期	2021年7月9日~2022年7月8日	200
第 24 期	2022年7月9日~2023年7月10日	850
第 25 期	2023年7月11日~2024年7月8日	1, 550
第 26 期	2024年7月9日~2025年7月8日	100

③【収益率の推移】

三井住友DS日本バリュー株ファンド

	収益率 (%)
第 17 期	△24. 4
第 18 期	41. 2
第 19 期	4. 4
第 20 期	△6. 4
第 21 期	△1.4
第 22 期	33.8
第 23 期	8. 1
第 24 期	23. 2
第 25 期	36. 3
第 26 期	2. 2

⁽注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分 配落基準価額で除したものをいいます。

(4)【設定及び解約の実績】

三井住友DS日本バリュー株ファンド

	設定口数 (口)	解約口数(口)	
第 17 期	2, 176, 886, 750	1, 798, 320, 886	
第 18 期	1, 001, 610, 166	3, 953, 650, 536	
第 19 期	1, 205, 804, 136	2, 234, 762, 635	
第 20 期	1, 218, 854, 740	1, 553, 310, 259	
第 21 期	271, 637, 593	1, 365, 918, 836	
第 22 期	544, 379, 021	1, 836, 316, 135	
第 23 期	1, 596, 513, 387	1, 585, 114, 497	

第 24 期	4, 709, 171, 320	1, 909, 417, 629
第 25 期	13, 857, 891, 792	3, 587, 989, 288
第 26 期	8, 266, 980, 433	5, 375, 481, 652

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

日本バリュー株マザーファンド

2025年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	144, 729, 624, 540	97. 90
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	3, 104, 738, 633	2. 10
合計(純資産総額)		147, 834, 363, 173	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	種類 買建/ 売建		時価合計(円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	1, 769, 400, 000	1. 20
合計	買建	-	1, 769, 400, 000	1. 20

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

日本バリュー株マザーファンド

イ 主要投資銘柄 (上位 30 銘柄)

2025年7月31日現在

								2020 + 1 /1 01 F	. / 6 14
国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	三菱UF Jフィ	銀行業	4, 345, 800	1, 968. 59	8, 555, 084, 729	2, 110. 50	9, 171, 810, 900	6. 20
		ナンシャル・グ							
		ループ							
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1, 459, 000	3, 671. 00	5, 355, 989, 000	3, 682. 00	5, 372, 038, 000	3. 63
日本	株式	ソフトバンクグ	情報・通	428, 900	10, 490. 00	4, 499, 161, 000	11, 810. 00	5, 065, 309, 000	3. 43
		ループ	信業						
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機	1, 723, 600	2, 465. 00	4, 248, 674, 000	2, 696. 50	4, 647, 687, 400	3. 14
			器						
日本	株式	日本電気	電気機器	1, 048, 700	3, 989. 00	4, 183, 264, 300	4, 399. 00	4, 613, 231, 300	3. 12
日本	株式	TDK	電気機器	1, 900, 600	1, 634. 00	3, 105, 580, 400	1, 857. 00	3, 529, 414, 200	2. 39
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	934, 200	3, 278. 79	3, 063, 049, 188	3, 758. 00	3, 510, 723, 600	2. 37
日本	株式	豊田自動織機	輸送用機	211, 200	16, 290. 00	3, 440, 448, 000	16, 275. 00	3, 437, 280, 000	2. 33
			器						
日本	株式	NTT	情報・通	19, 960, 100	155. 60	3, 105, 791, 560	152. 70	3, 047, 907, 270	2.06
			信業						
日本	株式	小松製作所	機械	621, 200	4, 826. 23	2, 998, 050, 996	4, 865. 00	3, 022, 138, 000	2.04
日本	株式	日立製作所	電気機器	585, 300	4, 119. 00	2, 410, 850, 700	4, 697. 00	2, 749, 154, 100	1.86
日本	株式	東京建物	不動産業	1, 026, 800	2, 523. 50	2, 591, 129, 800	2, 544. 00	2, 612, 179, 200	1. 77

日本	株式	三菱電機	電気機器	757, 900	3, 084. 85	2, 338, 010, 809	3, 342. 00	2, 532, 901, 800	1. 71
日本	株式	スズキ	輸送用機 器	1, 394, 200	1, 655. 50	2, 308, 098, 100	1, 666. 50	2, 323, 434, 300	1. 57
日本	株式	三井住友トラス トグループ	銀行業	556, 700	3, 844. 00	2, 139, 954, 800	3, 977. 00	2, 213, 995, 900	1. 50
日本	株式	北國フィナンシ ャルホールディ ングス	銀行業	393, 000	4, 965. 00	1, 951, 245, 000	5, 600. 00	2, 200, 800, 000	1. 49
日本	株式	東京海上ホール ディングス	保険業	351, 400	5, 765. 00	2, 025, 821, 000	6, 124. 00	2, 151, 973, 600	1. 46
日本	株式	富士電機	電気機器	280, 200	6, 595. 00	1, 847, 919, 000	7, 577. 00	2, 123, 075, 400	1. 44
日本	株式	富士通	電気機器	635, 000	3, 399. 00	2, 158, 365, 000	3, 305. 00	2, 098, 675, 000	1. 42
日本	株式	アサヒグループ ホールディング ス		1, 034, 800	1, 874. 61	1, 939, 850, 383	1, 919. 00	1, 985, 781, 200	1. 34
日本	株式	三菱商事	卸売業	658, 000	2, 893. 00	1, 903, 594, 000	2, 988. 00	1, 966, 104, 000	1. 33
日本	株式	BIPROGY	情報・通 信業	320, 500	5, 996. 00	1, 921, 718, 000	6, 093. 00	1, 952, 806, 500	1. 32
日本	株式	三井倉庫ホール ディングス	倉庫・運 輸関連業	492, 700	3, 820. 00	1, 882, 114, 000	3, 935. 00	1, 938, 774, 500	1. 31
日本	株式	七十七銀行	銀行業	366, 600	4, 892. 66	1, 793, 649, 787	5, 250. 00	1, 924, 650, 000	1. 30
日本	株式	野村ホールディ ングス	証券、商 品先物取 引業	1, 899, 300	917. 60	1, 742, 797, 680	1, 005. 00	1, 908, 796, 500	1. 29
日本	株式	東北電力	電気・ガス業	1, 774, 900	1, 070. 00	1, 899, 143, 000	1, 060. 50	1, 882, 281, 450	1. 27
日本	株式	三和ホールディ ングス	金属製品	453, 600	4, 743. 00	2, 151, 424, 800	4, 138. 00	1, 876, 996, 800	1. 27
日本	株式	双日	卸売業	493, 900	3, 597. 31	1, 776, 712, 734	3, 606. 00	1, 781, 003, 400	1. 20
日本	株式	三井不動産	不動産業	1, 295, 100	1, 367. 00	1, 770, 401, 700	1, 358. 50	1, 759, 393, 350	1. 19
日本	株式	イエローハット	卸売業	991, 800	1, 523. 00	1, 510, 511, 400	1, 595. 00	1, 581, 921, 000	1. 07

ロ 種類別・業種別投資比率

2025年7月31日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式(国内)	鉱業	0.38
	建設業	4. 14
	食料品	4. 39
	繊維製品	1. 47
	パルプ・紙	0. 98
	化学	4. 76
	医薬品	0. 55
	石油・石炭製品	0.71
	ゴム製品	0.40
	ガラス・土石製品	0. 24
	鉄鋼	0. 51

	非鉄金属	3.00
	金属製品	1.74
	機械	3. 95
	電気機器	17. 55
	輸送用機器	8. 50
	精密機器	0.98
	その他製品	1. 37
	電気・ガス業	1. 27
	陸運業	1.00
	海運業	0.77
	倉庫・運輸関連業	1. 31
	情報・通信業	9. 02
	卸売業	6. 71
	小売業	1. 50
	銀行業	11. 37
	証券、商品先物取引業	1. 29
	保険業	2. 88
	その他金融業	0.86
	不動産業	3. 56
	サービス業	0.74
合 計		97. 90

②投資不動産物件

日本バリュー株マザーファンド 該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの 日本バリュー株マザーファンド

2025年7月31日現在

種類	国/地域	取引所等	名称	買建/ 売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引		大阪取引	TOPIX 先物 0709 月 2025年 9月	買建	60	日本・円	1, 695, 000, 000	1, 769, 400, 000	1. 20

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

《参考情報》

基準日:2025年7月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



- ※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
- ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して 計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2025年7月	100円
2024年7月	1,550円
2023年7月	850円
2022年7月	200円
2021年7月	950円
設定来累計	8,750円

※分配金は1万口当たり、税引前です。 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■三井住友DS日本バリュー株ファンド

資産別構成

資産の種類	国•地域	比率(%)
親投資信託受益証券	100.09	
現金・預金・その他の資産	△0.09	
合計(純資産総	100.00	

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国∙地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	日本バリュー株マザーファンド	100.09

■日本バリュー株マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国•地域	比率(%)
株式 日本		97.90
現金・預金・その他の資産	2.10	
合計(純資産約	100.00	

※株価指数先物取引の買建て 1.20%

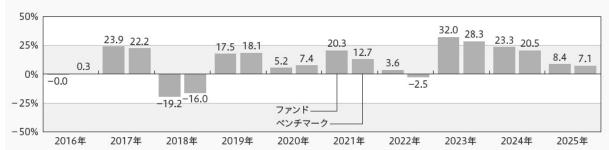
主要投資銘柄(上位10銘柄)

国•地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	6.20
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3.63
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報·通信業	3.43
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.14
日本	株式	日本電気	電気機器	3.12
日本	株式	TDK	電気機器	2.39
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	2.37
日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	2.33
日本	株式	NTT	情報·通信業	2.06
日本	株式	小松製作所	機械	2.04

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。 ※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマーク(TOPIX(東証株価指数、配当込み))の情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

イ 申込方法

(イ)ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申 込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを 当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込 みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(二) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」(販売会社によっては、名称が異なる場合があります。) を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ申込手数料

原則として、申込金額(取得申込受付日の基準価額×申込口数)に、3.3%(税抜き 3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ニ申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の基準価額×申込口数)に申込手数料および当該手数料にか

かる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。 各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンドロ座に払い込まれます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求(一部解約の実行請求)により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社 所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異な る場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- 一部解約金は、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
- 一部解約価額は、解約請求受付日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法
	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相 場で評価します。
株式、投資証券等	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 (売気配相場を除く。)、価格情報会社の提供する価額また は業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。

市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清
	算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「黒潮」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

1999 年 7 月 30 日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年7月9日から翌年7月8日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、ファンドの純資産総額が5億円を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべ ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超える ときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理

由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただ し、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- f. 上記 c \sim e までの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託 契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに 関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と 受託会社との間において存続します。

- (二) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
 - a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその 任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託 会社の解任を請求することができます。
 - b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
 - c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終 了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(口) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ハ 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更し

ようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (二) 上記 (ハ) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ) の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・ 承継されることがあります。

ト公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、 日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書 (運用状況に係る情報)

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経 過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書 (全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれ かの方法で提供されます。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載されますが、 受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当 ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。 受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定す る日 (原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、 累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した 受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

口 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日 (原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を 失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハー部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金 (解約) 手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または重大な信託 約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に異議のある受益者は、それぞ れの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた 受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行わ れません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵 省令第 59 号)ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 26 期 (2024 年 7 月 9 日から 2025 年 7 月 8 日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年9月24日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS日本バリュー株ファンドの2024年7月9日から2025年7月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS日本バリュー株ファンドの2025年7月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と 財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような 重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計 事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【三井住友DS日本バリュー株ファンド】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第 25 期 (2024 年 7 月 8 日現在)	第 26 期 (2025 年 7 月 8 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1, 094, 969	470, 861
コール・ローン	137, 533, 284	52, 683, 359
親投資信託受益証券	45, 765, 754, 735	53, 195, 045, 323
未収入金	3, 433, 684, 753	817, 828, 965
流動資産合計	49, 338, 067, 741	54, 066, 028, 508
資産合計	49, 338, 067, 741	54, 066, 028, 508
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3, 119, 770, 611	230, 190, 511
未払解約金	137, 478, 688	132, 913, 960
未払受託者報酬	18, 714, 112	25, 118, 928
未払委託者報酬	297, 347, 204	399, 112, 594
その他未払費用	1, 707, 343	1, 644, 851
流動負債合計	3, 575, 017, 958	788, 980, 844
負債合計	3, 575, 017, 958	788, 980, 844
純資産の部		
元本等		
元本	20, 127, 552, 331	23, 019, 051, 112
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	25, 635, 497, 452	30, 257, 996, 552
(分配準備積立金)	8, 198, 021, 906	8, 216, 662, 096
元本等合計	45, 763, 049, 783	53, 277, 047, 664
純資産合計	45, 763, 049, 783	53, 277, 047, 664
負債純資産合計	49, 338, 067, 741	54, 066, 028, 508

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第 25 期	第 26 期
	自 2023年7月11日	自 2024年7月9日
	至 2024年7月8日	至 2025年7月8日
営業収益		
受取利息	17, 512	180, 187
有価証券売買等損益	9, 607, 571, 369	2, 494, 314, 795
営業収益合計	9, 607, 588, 881	2, 494, 494, 982
営業費用		
支払利息	8, 984	_
受託者報酬	29, 426, 926	49, 440, 465
委託者報酬	467, 562, 769	785, 555, 630
その他費用	1, 708, 127	1, 644, 851
営業費用合計	498, 706, 806	836, 640, 946
営業利益又は営業損失(△)	9, 108, 882, 075	1, 657, 854, 036
経常利益又は経常損失(△)	9, 108, 882, 075	1, 657, 854, 036
当期純利益又は当期純損失(△)	9, 108, 882, 075	1, 657, 854, 036
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	887, 962, 580	$\triangle 302, 268, 397$
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	7, 711, 304, 144	25, 635, 497, 452
剰余金増加額又は欠損金減少額	15, 993, 200, 180	9, 591, 745, 519
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	15, 993, 200, 180	9, 591, 745, 519
剰余金減少額又は欠損金増加額	3, 170, 155, 756	6, 699, 178, 341
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	3, 170, 155, 756	6, 699, 178, 341
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	-	_
分配金	3, 119, 770, 611	230, 190, 511
期末剰余金又は期末欠損金(△)	25, 635, 497, 452	30, 257, 996, 552

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

		第 26 期	
	項目	自 2024年7月9日	
		至 2025 年 7 月 8 日	
1.	有価証券の評価基準及び評	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価し	
	価方法	ております。	
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券	
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の	
		最終相場に基づいて評価しております。	
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券	
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業	
		者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提	
		供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。	
		(3) 時価が入手できなかった有価証券	
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した	
		場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価	
		額により評価しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、 注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第 25 期	第 26 期
	項目	(2024年7月8日現在)	(2025年7月8日現在)
1.	当計算期間の末日における 受益権の総数	20, 127, 552, 331 □	23, 019, 051, 112 П
2.	1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.2737円 (1万口当たりの純資産額22,737円)	1 口当たり純資産額 2.3145円 (1万口当たりの純資産額23,145円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(原血及び内外型的発育で因うの性的)		
	第 25 期	第 26 期
項目	自 2023年7月11日	自 2024年7月9日
	至 2024年7月8日	至 2025年7月8日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益
	(9,308円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の	(96,523円)、費用控除後、繰越欠損金補填後
	有価証券売買等損益(8,220,904,073円)、収益	の有価証券売買等損益(1,960,025,910円)、収
	調整金(17,437,475,546円)、および分配準備	益調整金(22,831,020,168円)、および分配準
	積立金(3,096,879,136円)より、分配対象収	備積立金(6, 486, 730, 174円)より、分配対象
	益は28,755,268,063円(1万口当たり	収益は31,277,872,775円(1万口当たり
	14,286.52円)であり、うち 3,119,770,611円	13,587.82円)であり、うち230,190,511円

ります。

(1万口当たり1,550円)を分配金額としてお (1万口当たり100円)を分配金額としており ます。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 32	融商品の状況に関する事項	第 26 期	
	項目	自 2024 年 7 月 9 日	
	坎 日		
1	人配本日に払より取勿士別	至 2025年7月8日	
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券	
		投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、	
		投資として運用することを目的としております。	
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容	
	品に係るリスク	1) 有価証券	
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期	
		間については、親投資信託受益証券を組み入れております。	
		2) デリバティブ取引	
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま	
		す。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、な	
		らびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。	
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等	
		(2) 金融商品に係るリスク	
		有価証券およびデリバティブ取引等	
	当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リ		
		金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク	
		があります。	
3.	金融商品に係るリスク管理	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門	
	体制	から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信	
		託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお	
		よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って	
		います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について	
		は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、	
		報告が義務づけられています。	
		また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制につい	
		ては、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等	
		を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、	
		原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部	
		署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施ある	
		いは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵	
		触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責	
		任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、	
		リスク管理会議に報告を行う体制となっております。	
		なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場	
		合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク	
		管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会	

議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ
は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制
の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に
実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

	項目	第 26 期 (2025 年 7 月 8 日現在)
1.	貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券 (親投資信託受益証券)
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該 帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる
	事項についての補足説明	前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ 取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場
		リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第25期(自2023年7月11日 至2024年7月8日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	8, 758, 354, 498 円
合計	8, 758, 354, 498 円

第26期(自2024年7月9日 至2025年7月8日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2, 504, 849, 887 円
合計	2, 504, 849, 887 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 第26期 自 2024年7月9日 至 2025年7月8日 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていな いため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第 25 期 (2024 年 7 月 8 日現在)	第 26 期 (2025 年 7 月 8 日現在)
期首元本額	9, 857, 649, 827 円	20, 127, 552, 331 円
期中追加設定元本額	13, 857, 891, 792 円	8, 266, 980, 433 円
期中一部解約元本額	3, 587, 989, 288 円	5, 375, 481, 652 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託	日本バリュー株マザーファンド	7, 732, 512, 330	53, 195, 045, 323	
受益証券				
	親投資信託受益証券 小計		53, 195, 045, 323	
	승 計		53, 195, 045, 323	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

(参考)

三井住友DS日本バリュー株ファンドは、「日本バリュー株マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

日本バリュー株マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

	(単位:円)
	(2025年7月8日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	44, 836, 237
コール・ローン	5, 016, 601, 150
株式	137, 186, 491, 680
派生商品評価勘定	19, 912, 000
未収入金	147, 442, 984
未収配当金	171, 505, 500
差入委託証拠金	199, 616, 294
流動資産合計	142, 786, 405, 845
資産合計	142, 786, 405, 845
負債の部	
流動負債	
前受金	13, 300, 000
未払解約金	1, 543, 304, 763
流動負債合計	1, 556, 604, 763
負債合計	1, 556, 604, 763
純資産の部	
元本等	
元本	20, 529, 382, 377
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	120, 700, 418, 705
元本等合計	141, 229, 801, 082
純資産合計	141, 229, 801, 082
負債純資産合計	142, 786, 405, 845

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

·—-	V 0. 74 1/2 21 2 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	
項目		自 2024年7月9日
		至 2025年7月8日
1.	有価証券の評価基準及び評	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。
	価方法	

_		
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の
		最終相場に基づいて評価しております。
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業
		者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提
		供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
		(3) 時価が入手できなかった有価証券
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した
		場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価
		額により評価しております。
2.	デリバティブの評価基準及	先物取引
	び評価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
		原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段
		または最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、 注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	(2025年7月8日現在)
1.	当計算期間の末日における	20, 529, 382, 377 🗆
	受益権の総数	
2.	1単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 6.8794円
		(1万口当たりの純資産額 68, 794 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目		自 2024 年 7 月 9 日
	- 現 日 	至 2025 年 7 月 8 日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券
		投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、
		投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容
	品に係るリスク	1) 有価証券
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期
		間については、株式を組み入れております。
		2) デリバティブ取引
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま
		す。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、な
		らびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。
		当計算期間については、先物取引を行っております。
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等

(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、 金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク があります。 3. 金融商品に係るリスク管理 リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門 体制 から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信 託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、 報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制につい ては、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等 を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、 原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部 署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施ある

リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

いは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、

Ⅱ 全融商品の時価等に関する事項

Ц.	金融商品の	時価等に関する事場	
		項目	(2025年7月8日現在)
	1. 貸借対	照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額
	び差額		と時価との差額はありません。
	2. 時価の算	算定方法	(1) 有価証券 (株式)
			「重要な会計方針の注記」に記載しております。
			(2) 派生商品評価勘定 (デリバティブ取引)
			デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しており
			ます。
			(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
			これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該
			帳簿価額を時価としております。
	3. 金融商品	品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる
	事項に	ついての補足説明	前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ
			取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場

リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年7月8日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

		契 約 額	等		
区 分	種類		うち	時 価	評価損益
			1年超		
	株価指数先物取引				
+1857	買建				
市場取引	TOPIX 先物 0709月	2, 240, 088, 000	-	2, 260, 000, 000	19, 912, 000
	小計	2, 240, 088, 000	_	2, 260, 000, 000	19, 912, 000
	合 計	2, 240, 088, 000	_	2, 260, 000, 000	19, 912, 000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年7月9日 至 2025年7月8日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年7月8日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	20, 289, 789, 466 円
同期中における追加設定元本額	2, 533, 392, 449 円
同期中における一部解約元本額	2, 293, 799, 538 円
2025年7月8日現在の元本の内訳	
三井住友DS日本バリュー株ファンド	7, 732, 512, 330 円
大和住銀DC日本バリュー株ファンド	12, 787, 053, 854 円
大和住銀日本バリュー株ファンドVA	9, 816, 193 円
合 計	20, 529, 382, 377 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a) 株式

(単位:円)

	評価額			(単位:円)
銘 柄	株数	単価	金額	備考
INDEN	100 000			
INPEX	129, 600	2, 050. 500	265, 744, 800	
大林組	693, 400	2, 157, 000	1, 495, 663, 800	
長谷工コーポレーション	375, 500	2, 177. 500	817, 651, 250	
住友林業	379, 800	1, 412. 500	536, 467, 500	
四電工	239, 300	1, 296, 000	310, 132, 800	
エクシオグループ	283, 800	1, 846. 500	524, 036, 700	
九電工	203, 500	6, 188. 000	1, 259, 258, 000	
太平電業	145, 200	5, 570. 000	808, 764, 000	
アサヒグループホールディングス	977, 000	1, 872. 000	1, 828, 944, 000	
日清オイリオグループ	255, 300	4, 940. 000	1, 261, 182, 000	
エスビー食品	171, 400	3, 035. 000	520, 199, 000	
ニチレイ	638, 500	1, 815. 000	1, 158, 877, 500	
東洋水産	159, 800	9, 081. 000	1, 451, 143, 800	
セーレン	325, 200	2, 357. 000	766, 496, 400	
ワールド	492, 100	2, 546. 000	1, 252, 886, 600	
王子ホールディングス	1, 959, 600	747. 900	1, 465, 584, 840	
クラレ	519, 400	1, 832. 500	951, 800, 500	
日本曹達	298, 600	3, 160. 000	943, 576, 000	
信越化学工業	301, 500	4, 788. 000	1, 443, 582, 000	
ダイセル	814, 900	1, 221. 500	995, 400, 350	
積水化学工業	480, 300	2, 554. 000	1, 226, 686, 200	
扶桑化学工業	106, 400	3, 965. 000	421, 876, 000	
ADEKA	188, 500	2, 843. 000	535, 905, 500	
日本農薬	244, 500	825. 000	201, 712, 500	
参天製薬	484, 900	1, 646. 000	798, 145, 400	
出光興産	1, 079, 000	905. 400	976, 926, 600	
ブリヂストン	97, 000	5, 982. 000	580, 254, 000	
ベルテクスコーポレーション	126, 000	2, 355. 000	296, 730, 000	
大和工業	89, 400	8, 988. 000	803, 527, 200	
三井金属鉱業	142, 600	5, 118. 000	729, 826, 800	
住友電気工業	893, 800	3, 266. 000	2, 919, 150, 800	
三和ホールディングス	453, 600	4, 743. 000	2, 151, 424, 800	
リンナイ	186, 100	3, 653. 000	679, 823, 300	
アマダ	538, 300	1, 584. 000	852, 667, 200	
三井海洋開発	106, 900	6, 510. 000	695, 919, 000	
小松製作所	539, 300	4, 774. 000	2, 574, 618, 200	
ТНК	255, 300	3, 863. 000	986, 223, 900	
ブラザー工業	224, 000	2, 496. 500	559, 216, 000	

	1	i i	ı
日立製作所	585, 300	4, 119. 000	2, 410, 850, 700
三菱電機	694, 900	3, 066. 000	2, 130, 563, 400
富士電機	280, 200	6, 595. 000	1, 847, 919, 000
ソシオネクスト	84, 700	2, 640. 500	223, 650, 350
日本電気	1, 073, 100	3, 989. 000	4, 280, 595, 900
富士通	635, 000	3, 399. 000	2, 158, 365, 000
ソニーグループ	1, 459, 000	3, 671. 000	5, 355, 989, 000
TDK	1, 900, 600	1, 634. 000	3, 105, 580, 400
小糸製作所	97, 500	1, 762. 000	171, 795, 000
キヤノン	177, 600	4, 062. 000	721, 411, 200
東京エレクトロン	41,900	27, 265. 000	1, 142, 403, 500
豊田自動織機	288, 100	16, 290. 000	4, 693, 149, 000
デンソー	174, 100	1, 939. 000	337, 579, 900
トヨタ自動車	1, 723, 600	2, 465. 000	4, 248, 674, 000
太平洋工業	388, 100	1, 344. 000	521, 606, 400
本田技研工業	635, 000	1, 433. 000	909, 955, 000
スズキ	1, 394, 200	1, 655. 500	2, 308, 098, 100
ジーエルテクノホールディングス	106, 900	2, 860. 000	305, 734, 000
長野計器	212, 500	1, 919. 000	407, 787, 500
理研計器	194, 300	2, 827. 000	549, 286, 100
バンダイナムコホールディングス	223, 600	4, 611. 000	1, 031, 019, 600
美津濃	337, 400	2, 642. 000	891, 410, 800
東北電力	1, 774, 900	1, 070. 000	1, 899, 143, 000
京成電鉄	431, 500	1, 292. 500	557, 713, 750
丸全昭和運輸	46, 400	6, 740. 000	312, 736, 000
SGホールディングス	276, 400	1, 559. 500	431, 045, 800
日本郵船	215, 000	5, 102. 000	1, 096, 930, 000
三井倉庫ホールディングス	524, 100	3, 820. 000	2, 002, 062, 000
応用技術	117, 300	1, 560. 000	182, 988, 000
アイティフォー	126, 200	1, 505. 000	189, 931, 000
東映アニメーション	98, 700	3, 255. 000	321, 268, 500
JFEシステムズ	120, 800	1, 957. 000	236, 405, 600
BIPROGY	320, 500	5, 996. 000	1, 921, 718, 000
NTT	19, 960, 100	155.600	3, 105, 791, 560
光通信	13, 800	42, 100. 000	580, 980, 000
東映	267, 100	5, 030. 000	1, 343, 513, 000
JBCCホールディングス	433, 100	1, 292. 000	559, 565, 200
ソフトバンクグループ	442, 800	10, 490. 000	4, 644, 972, 000
双日	462, 100	3, 593. 000	1, 660, 325, 300
マクニカホールディングス	237, 900	1, 910. 500	454, 507, 950
岡谷鋼機	52, 400	7, 040. 000	368, 896, 000
丸紅	361, 100	2, 982. 500	1, 076, 980, 750
蝶理	138, 500	4, 085. 000	565, 772, 500
豊田通商	430, 700	3, 183. 000	1, 370, 918, 100

T	i	i i		i i
三菱商事	658, 000	2, 893. 000	1, 903, 594, 000	
PALTAC	58, 500	4, 083. 000	238, 855, 500	
イエローハット	991, 800	1, 523. 000	1, 510, 511, 400	
ミスミグループ本社	146, 400	1, 881. 000	275, 378, 400	
ハローズ	68, 100	4, 695. 000	319, 729, 500	
セブン&アイ・ホールディングス	535, 000	2, 200. 000	1, 177, 000, 000	
薬王堂ホールディングス	149, 200	2, 223. 000	331, 671, 600	
サックスバー ホールディングス	568, 100	810.000	460, 161, 000	
北國フィナンシャルホールディングス	393, 000	4, 965. 000	1, 951, 245, 000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	4, 304, 200	1, 967. 000	8, 466, 361, 400	
三井住友トラストグループ	556, 700	3, 844. 000	2, 139, 954, 800	
七十七銀行	352, 200	4, 879. 000	1, 718, 383, 800	
山陰合同銀行	1, 012, 500	1, 204. 000	1, 219, 050, 000	
野村ホールディングス	1, 899, 300	917. 600	1, 742, 797, 680	
SOMPOホールディングス	433, 000	4, 163. 000	1, 802, 579, 000	
東京海上ホールディングス	377, 100	5, 765. 000	2, 173, 981, 500	
T&Dホールディングス	172, 300	3, 168. 000	545, 846, 400	
オリックス	86, 700	3, 245. 000	281, 341, 500	
三井不動産	1, 295, 100	1, 367. 000	1, 770, 401, 700	
三菱地所	314, 400	2, 686. 500	844, 635, 600	
東京建物	1, 026, 800	2, 523. 500	2, 591, 129, 800	
日本郵政	781, 500	1, 326. 000	1, 036, 269, 000	
승 計	71, 338, 200		137, 186, 491, 680	

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友DS日本バリュー株ファンド

2025年7月31日現在

I	資産総額	55, 567, 665, 331 円
П	負債総額	104, 426, 252 円
Ш	純資産総額 (I-Ⅱ)	55, 463, 239, 079 円
IV	発行済口数	22, 816, 739, 573 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	2. 4308 円
	(1万口当たり純資産額)	(24, 308 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

- ロ 受益者名簿 作成しません。
- ハ 受益者に対する特典 ありません。
- ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

へ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

2025年7月31日現在

資本金の額 20 億円

会社が発行する株式の総数 発行済株式総数 33,870,060 株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、 累積投票によらないものとします。

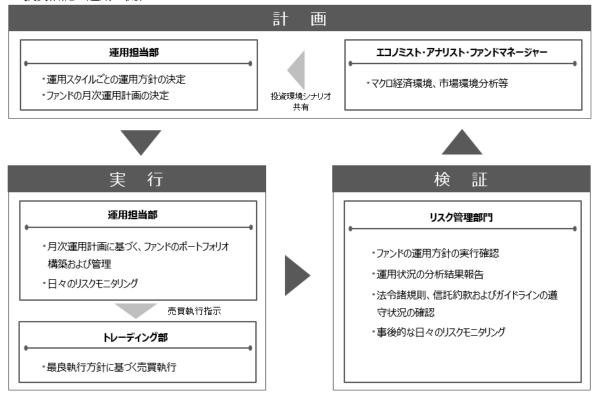
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025 年 7 月 31 日現在、委託会社が運用を行っている投資信託 (親投資信託は除きます) は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	654	13, 941, 727
単位型株式投資信託	75	622, 036
追加型公社債投資信託	1	22, 794
単位型公社債投資信託	123	184, 471
合 計	853	14, 771, 029

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号。 以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引 法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

佐藤栄裕

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の 基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.} XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

			(単位:千円)
		前事業年度	当事業年度
		(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		66, 540, 261	52, 028, 017
金銭の信託		23, 435, 831	31, 752, 052
顧客分別金信託		300, 051	500, 353
前払費用		583, 635	644, 114
未収入金		193, 837	250, 860
未収委託者報酬		14, 480, 419	15, 384, 824
未収運用受託報酬		3, 342, 186	4, 912, 858
未収投資助言報酬		406, 420	292, 775
未収収益		84, 166	79, 998
未収還付法人税等		_	125, 792
その他の流動資産		43, 391	134, 288
流動資産合計	_	109, 410, 202	106, 105, 936
固定資産	_		
有形固定資産	※ 1		
建物		1, 265, 924	1, 157, 214
器具備品		516, 485	471, 243
土地		710	710
リース資産		1, 782	-
有形固定資産合計	_	1, 784, 901	1, 629, 168
無形固定資産	_		
ソフトウェア		2, 606, 617	2, 074, 805
ソフトウェア仮勘定		101, 101	511, 487
のれん		2, 740, 868	2, 436, 327
顧客関連資産		9, 332, 065	7, 218, 790
電話加入権		12, 706	12, 706
商標権		30	24
無形固定資産合計	-	14, 793, 389	12, 254, 141
投資その他の資産	-		
投資有価証券		9, 976, 957	9, 257, 612
関係会社株式		1, 927, 221	1, 740, 365
長期差入保証金		1, 361, 654	1, 360, 241
長期前払費用		44, 009	75, 691
会員権		90, 479	90, 479
繰延税金資産		716, 093	942, 908
貸倒引当金			△ 20,750
投資その他の資産合計	_	14, 095, 666	13, 446, 548
固定資産合計	_	30, 673, 957	27, 329, 857
資産合計	_	140, 084, 160	133, 435, 793

(単位:千円)

	(単位:千円)
前事業年度	当事業年度
(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
1.000	
	51, 505
166, 944	172, 482
	1, 974
	1, 253
6, 580, 971	6, 763, 424
642, 514	161, 092
7, 405, 559	7, 518, 259
937, 155	1, 255, 374
5, 104, 541	503, 871
2, 854, 060	3, 393, 355
17, 443	34, 270
23, 736, 060	19, 856, 864
4, 941, 989	4, 542, 870
	4, 542, 870
28, 678, 050	24, 399, 734
2, 000, 000	2, 000, 000
_,,	_, ,
8, 628, 984	8, 628, 984
	73, 466, 962
	82, 095, 946
02, 000, 010	22, 000, 010
284 245	284, 245
201, 210	204, 240
27 075 063	24, 744, 514
	25, 028, 759
-	
111, 450, 155	109, 124, 705
A 50 045	A 00 010
	△ 88, 646
	△ 88, 646
	109, 036, 059
140, 084, 160	133, 435, 793
	(2024年3月31日) 1,960 21,728 166,944 1,927 1,253 6,580,971 642,514 7,405,559 937,155 5,104,541 2,854,060 17,443 23,736,060 4,941,989 4,941,989

(2)【損益計算書】

			(単位:千円)
	前事業年度		当事業年度
	(自 2023年4月1日	目 (É	2024年4月1日
	至 2024年3月31	日)	至 2025年3月31日)
営業収益			
委託者報酬	69	, 953, 226	78, 891, 124
運用受託報酬	11	, 147, 187	13, 102, 509
投資助言報酬	1	, 302, 916	1, 360, 859
その他営業収益			
サービス支援手数料		319, 553	400, 872
その他		8, 758	10, 391
営業収益計	82	, 731, 642	93, 765, 757
営業費用			
支払手数料	32	, 014, 851	35, 223, 731
広告宣伝費		320, 694	335, 877
調査費			
調査費	4	, 637, 211	5, 327, 087
委託調査費	12	, 412, 033	14, 077, 571
営業雑経費			
通信費		56, 291	51, 489
印刷費		457, 187	421, 006
協会費		38, 305	44, 372
諸会費		30, 484	42, 328
情報機器関連費	5	, 268, 275	5, 313, 187
販売促進費		31, 339	44, 315
その他		253, 344	410, 566
営業費用合計	55	, 520, 019	61, 291, 534
一般管理費		,	, ,
給料			
役員報酬		232, 329	223, 068
給料・手当	8	, 043, 456	8, 380, 787
賞与		, 073, 375	1, 098, 999
賞与引当金繰入額		, 854, 060	3, 379, 790
交際費		57, 134	54, 024
寄付金		26, 400	24, 878
事務委託費	2	, 022, 734	2, 225, 175
旅費交通費		166, 596	242, 135
租税公課		600, 468	413, 678
不動産賃借料	1	, 249, 392	1, 225, 686
退職給付費用	-	712, 228	803, 656
固定資産減価償却費	3	, 281, 572	3, 349, 674
のれん償却費	· ·	304, 540	304, 540
諸経費		215, 455	356, 081
一般管理費合計	20	, 839, 745	22, 082, 177
営業利益		, 371, 877	10, 392, 045

					(単位:十円)
			前事業年度		当事業年度
		(自	2023年4月1日	自	2024年4月1日
		至	2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
営業外収益					
受取配当金			11, 021, 392		388, 907
受取利息			2, 840		46, 258
金銭の信託運用益			199, 056		_
時効成立分配金・償還金			461		506
原稿・講演料			2, 143		2, 440
投資有価証券償還益			5, 384		115
投資有価証券売却益			12, 261		826
投資事業組合運用益			-		36, 683
為替差益			_		75, 948
不動産賃貸料			108, 505		117, 054
雜収入			20, 632		41, 618
営業外収益合計			11, 372, 678		710, 359
営業外費用					
金銭の信託運用損			-		88, 979
投資有価証券償還損			10, 829		137, 207
投資有価証券売却損			48, 575		93
投資事業組合運用損			-		56, 719
為替差損			4, 701		-
雑損失			-		4, 818
営業外費用合計			64, 106		287, 820
経常利益			17, 680, 450		10, 814, 585
特別利益					
子会社株式売却益	※ 1		14, 096, 622		672, 682
特別利益合計			14, 096, 622		672, 682
特別損失					
固定資産除却損	※ 2		12, 385		76, 933
固定資産売却損			_		204
投資有価証券評価損			-		3, 191
特別損失合計			12, 385		80, 328
税引前当期純利益			31, 764, 687		11, 406, 939
法人税、住民税及び事業税			7, 802, 794		3, 062, 795
法人税等調整額			\triangle 1, 314, 394		△ 162, 825
法人税等合計			6, 488, 400		2, 899, 969
当期純利益			25, 276, 287		8, 506, 969

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	(中世·11 J)							
		株主資本						
			資本剰余金		利益	利益剰余金		
	資本金	1777 - 1-1846/1412 A	その他資本	資本剰余金	エロナナッキ/井· Λ	その他利益剰余金		
		資本準備金	剰余金	合計	利益準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2, 000, 000	8, 628, 984	73, 466, 962	82, 095, 946	284, 245	3, 391, 568		
当期変動額								
剰余金の配当						△ 1,591,892		
当期純利益						25, 276, 287		
株主資本以外の								
項目の当期変動								
額(純額)								
当期変動額合計	_	_	_	_	_	23, 684, 394		
当期末残高	2, 000, 000	8, 628, 984	73, 466, 962	82, 095, 946	284, 245	27, 075, 963		

	株主	株主資本		算差額等	
	利益剰余金		その他有価証券	評価・換算	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	評価差額金	差額等合計	程 生口
	合計		计顺/左传亚	左帜守口미	
当期首残高	3, 675, 814	87, 771, 760	△ 142, 558	△ 142, 558	87, 629, 201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25, 276, 287	25, 276, 287			25, 276, 287
株主資本以外の					
項目の当期変動			92, 513	92, 513	92, 513
額(純額)					
当期変動額合計	23, 684, 394	23, 684, 394	92, 513	92, 513	23, 776, 908
当期末残高	27, 360, 208	111, 456, 155	△ 50 , 045	△ 50,045	111, 406, 109

(単位:千円)

		株主資本					
			資本剰余金		利益	純余金	
	資本金	Viro L. Sittatite A	その他資本	資本剰余金	7.11\/\data/He A	その他利益剰余金	
		資本準備金	剰余金	合計	利益準備金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2, 000, 000	8, 628, 984	73, 466, 962	82, 095, 946	284, 245	27, 075, 963	
当期変動額							
剰余金の配当						△ 10, 838, 419	
当期純利益						8, 506, 969	
株主資本以外の							
項目の当期変動							
額(純額)							
当期変動額合計	_	_	_	_	_	△ 2, 331, 449	
当期末残高	2, 000, 000	8, 628, 984	73, 466, 962	82, 095, 946	284, 245	24, 744, 514	

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
	合計		时间之前	左訳寺口印	
当期首残高	27, 360, 208	111, 456, 155	△ 50, 045	△ 50,045	111, 406, 109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10, 838, 419	△ 10, 838, 419			△ 10, 838, 419
当期純利益	8, 506, 969	8, 506, 969			8, 506, 969
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)			△ 38, 600	△ 38, 600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2, 331, 449	△ 2, 331, 449	△ 38, 600	△ 38,600	△ 2, 370, 050
当期末残高	25, 028, 759	109, 124, 705	△ 88, 646	△ 88, 646	109, 036, 059

「注記事項」

(重要な会計方針)

- 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (1)有価証券
 - ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託:時価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、 定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物8~30 年器具備品4~15 年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん14 年顧客関連資産6~19 年ソフトウェア(自社利用分)5 年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に 回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。 当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた 129,137 千円は、「不動産賃貸料」108,505 千円、「雑収入」20,632 千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

- 1. リースに関する会計基準等
 - ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
建物	397, 568 千円	470, 078 千円
器具備品	1, 493, 885 千円	1,594,310 千円
リース資産	9,824 千円	—千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度				
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)				
当座借越極度額の総額	10,000,000 千円	10,000,000 千円				
借入実行残高						
差引額	10,000,000 千円	10,000,000 千円				

(損益計算書関係)

※1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。 当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2 固定資産除却損

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023 年 4 月 1 日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
建物	9,039 千円	74, 175 千円
器具備品	2,987 千円	2,757 千円
ソフトウェア	358 千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	_	_	33, 870, 060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1, 591, 892	47. 00	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10, 838, 419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	_	_	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10, 838, 419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4, 674, 068	138. 00	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 25 日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
1年以内	1, 161, 545	1, 129, 463
1年超	-	4, 517, 068
合計	1, 161, 545	5, 646, 531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託 財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、 また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び 投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません((注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23, 435, 831	23, 435, 831	_
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	9, 292, 678	9, 292, 678	_
資産計	32, 728, 510	32, 728, 510	_

当事業年度 (2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31, 752, 052	31, 752, 052	_
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	7, 659, 105	7, 659, 105	_
資産計	39, 411, 157	39, 411, 157	_

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

豆八	前事業年度	当事業年度
区分	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
その他有価証券		
(1)非上場株式	40, 370	40, 367
(2)組合出資金等	643, 909	1, 558, 139
合計	684, 279	1, 598, 506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1, 927, 221	1, 740, 365
合計	1, 927, 221	1, 740, 365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。 なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの 内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる 資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを

用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2024年3月31日)

(単位:千円)

ロハ		時	価		
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1) 金銭の信託 (2) 投資有価証券	_	23, 435, 831	_	23, 435, 831	
①その他有価証券	_	9, 292, 678	_	9, 292, 678	
資産計		32, 728, 510	_	32, 728, 510	

当事業年度 (2025年3月31日)

(単位:千円)

区分		時	時価		
<u>运</u> 力	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1) 金銭の信託(2) 投資有価証券	_	31, 752, 052	_	31, 752, 052	
①その他有価証券	_	7, 659, 105	_	7, 659, 105	
資産計	_	39, 411, 157	_	39, 411, 157	

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2024年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221 千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度 (2025年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 関係会社株式 1,740,365 千円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度 (2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3, 489, 939	3, 297, 367	192, 572
小計	3, 489, 939	3, 297, 367	192, 572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	5, 802, 739	6, 025, 562	△222, 822
小計	5, 802, 739	6, 025, 562	△222, 822
合計	9, 292, 678	9, 322, 929	△30, 250

⁽注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 684,279 千円) については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	708, 609	686, 216	22, 393
小計	708, 609	686, 216	22, 393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	6, 950, 495	7, 083, 155	△132, 659
小計	6, 950, 495	7, 083, 155	△132, 659
合計	7, 659, 105	7, 769, 371	△110, 265

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 1,598,506 千円) については、市場価格がないことから、記載しておりません。 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式に ついて3,191 千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801, 686	12, 261	48, 575
		(単位·千円)

(単位:十円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217, 908	5, 384	10, 829

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10, 732	826	93

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額		
1, 791, 952	115	137, 207		

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円(その他有価証券3,191千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

		(1)== : 114/
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5, 027, 832	4, 941, 989
勤務費用	423, 516	430, 325
利息費用	11, 432	21, 674
数理計算上の差異の発生額	△34, 405	△153, 045
退職給付の支払額	△466, 321	△698, 074
過去勤務費用の発生額	△20, 064	_
退職給付債務の期末残高	4, 941, 989	4, 542, 870

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

-		,
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4, 941, 989	4, 542, 870
未認識数理計算上の差異	_	_
未認識過去勤務費用	_	_
退職給付引当金	4, 941, 989	4, 542, 870

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

前事業年度	\[\(\dagger \) \\ \(\dagger \) \\\ \(\dagger \) \\ \(\dagger \) \\ \(\dagger \) \\\ \(\dagger \) \\ \(\dagger \) \\\ \(\dagger \) \\\\ \(\dagger \
刑事未十段	当事業年度
(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
423, 516	430, 325
11, 432	21, 674
∆34 , 405	△153, 045
△20 , 064	_
67, 197	224, 756
447, 675	523, 711
	(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日) 423, 516 11, 432 △34, 405 △20, 064 67, 197

⁽注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増 退職金であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

工女公郊注印界工小川界巫姬(加里	一切(我わしておりより。)	
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023 年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
割引率	0, 440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (2024年3月31日) (2025年3月31日) 繰延税金資産 退職給付引当金 1,513,237 1, 431, 912 賞与引当金 873, 913 1,039,045 調査費 558, 908 439, 517 未払金 176, 993 128, 135 未払事業税 365,090 13,007 ソフトウェア償却 110, 261 101, 113 子会社株式評価損 114,876 50,907 その他有価証券評価差額金 109, 942 47,871 その他 22,468 18,064 繰延税金資産小計 3, 832, 139 3, 283, 127 評価性引当額 △198, 503 △62, 724 繰延税金資産合計 3, 633, 635 3, 220, 403 繰延税金負債 無形固定資産 2, 857, 478 2, 270, 365 その他有価証券評価差額金 60,063 7, 129 繰延税金負債合計 2, 917, 542 2, 277, 494 繰延税金資産(負債)の純額 716,093 942, 908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控 除	-	△3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.6	△0.9
評価性引当額の増減	-	△0. 9
外国税額控除	-	△0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	△0. 2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20. 4	25. 4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076 千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165 千円、法人税等調整額は16,241 千円増加し、当期純利益は16,241 千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69, 953, 226	11, 147, 187	1, 302, 916	328, 311	82, 731, 642

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日至2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	78, 891, 124	13, 102, 509	1, 360, 859	411, 264	93, 765, 757

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
 - (1) 兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都千代田区	1, 770, 996, 505	銀行業	- %	投到期代 役員/ 兼任	委託販売 手数料	6, 642, 605	拟	1, 630, 250
親会社 の 子会社	SMBC 日興 証券株	東京都千代田区	135, 000, 000	証券業	- -	投資の兼任	委託販売 手数料	6, 960, 278	拟	1, 200, 878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
47.61	㈱三井住友フィ	東京都		ACCENTA	0/		子会社株式の売却 (売 却価格)	24, 000, 000		
親会社	ナンシャルグループ	千代田区	2, 344, 038, 000	銀行業	50. 1%	持株会社	子会社株式売却益	14, 096, 622	-	_

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都千代田区	1, 770, 996, 505	銀行業	- -	投割贩売委託	委託販売 手数料	8, 327, 979	料公子数料	2, 117, 600
親会社 の 子会社	SMBC 日興 証券株	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- -	投款贩売委託	委託販売 手数料	7, 176, 048	料公子数料	1, 490, 173
親会社の	SMBC Americas	アメリカ 合衆国 デラウエ	米ドル	銀行業(銀行持株	%	_	子会社株式の売却(売 却価格)	773, 585	_	_
子会社	Holdings, Inc.	ア州ウィ ルミント ン市	3, 010. 50	会社)	_		子会社株式売却益	672, 682	_	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

** * * *****		
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	3, 289. 22 円	3, 219. 24 円
1株当たり当期純利益	746. 27 円	251. 16 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023 年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	25, 276, 287	8, 506, 969
普通株主に帰属しない金額(千円)	_	_
普通株式に係る当期純利益(千円)	25, 276, 287	8, 506, 969
期中平均株式数(株)	33, 870, 060	33, 870, 060

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投 資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがな いものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは 取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定め るものを除きます。)。
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用 財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
- (イ) 定款の変更該当ありません。
- (ロ) その他の重要事項 該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実 該当ありません。

追加型証券投資信託

三井住友DS日本バリュ一株ファンド

約 款

運用の基本方針

約款第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、三井住友DS日本バリュー株ファンドと実質的に同一の運用の基本方針*を有する親投資信託である日本バリュー株マザーファンド受益証券に投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

* 実質的に同一の運用方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合に係る制限または取得できる範囲に係る制限その他の運用上の制限が同一(マザーファンドにおける収益分配方針および当該マザーファンドへの投資に係るものを除きます。)のものをいいます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本バリュー株マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① TOPIX (東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② わが国の株式の中から、各種投資指標により割安と判断される銘柄を重視し、中長期的な観点からの個別企業のファンダメンタルズ分析により、投資銘柄を選定します。
- ③ マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。
- ④ わが国の株式(マザーファンドの信託財産に属する株式のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外への資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価 証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる 先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利に かかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物 取引等」といいます。)を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑨ 安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の

目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。

- イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じる リスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因 による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を 減じる目的
- ハ. 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

(3) 投資制限

- ① 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の20%以内とします。
- ③ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ただし、親投資信託への投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (7) 外貨建資産への実質投資割合には、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第24条の範囲で行います。
- ⑨ スワップ取引は、約款第25条の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第26条の範囲で行います。
- ① デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める 合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないことと します。
- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益及び売買益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。 ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 (三井住友DS日本バリュー株ファンド 約款)

(委託者および受託者)

- 第 1条 この信託は、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井 住友信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等 に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金 融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金 1億円~1,000億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、 受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。 (信託期間)
- 第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第 7項、第51条第 1項、第52 条、第53条第 1項および第55条第 2項による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項 第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8 項で定める公募により行われます。

(受益者)

第6条 この信託の当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1億口~1,000億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第 8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
 - ②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわ

が国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対 顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることは ありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣 の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振 替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある 場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、 委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受 益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証 券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
 - ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
 - ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録 を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在 の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、 当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるも のを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または 記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権に ついては、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なう ものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当 該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を 含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。 また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または 記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金 融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいい ます。以下同じ。) および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2 条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続き を委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関

の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1 口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。
 - ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
 - ③前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ④第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、基準価額に第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。 委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の基準価額(信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。)に乗じて得た額とします。
 - ⑥ 第5項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象 とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替 の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなけ

れば、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第15条 <削除>

(記名式の受益証券の再交付)

第16条 <削除>

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第17条 <削除>

(受益証券の再交付の費用)

第18条 <削除>

(運用の指図範囲)

- 第19条 委託者は、信託金を、主として三井住友DSアセットマネジメント株式会社を 委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結される日本バリュー株マザーファンドの受益証券(以下「マザーファンド」といいます。)ならびに 次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされ る同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保 有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するもの に限る。)をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図できるもの とします。
 - 1. 株券又は新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限ります。)
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 特別目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で 定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。 以下同じ。) および新株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 - 13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号

で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するものなお、第 1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものおよび第14号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、主として前項第 1号から第 6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の20を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該 資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、 その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券 および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認 できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第22条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資を指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
 - ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
 - ③ 前各項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該 資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、 株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるもの とします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する 株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計 数を超えないものとします。
 - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行

使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株 予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

- 第24条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)
 - ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引 所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をす ることができます。
 - ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交 換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすること ができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と 認 めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

- 第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引 および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実

- 勢 金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限)
- 第27条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換 社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の 転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属 するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えるこ ととなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の 10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
 - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、 その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの 指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に 必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

- 第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
 - ②前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その 超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取 引の指図をするものとします。
 - ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該 資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第30条の2 委託者は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純

資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第30条の3 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(保管業務の委任)

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合 には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約 を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第32条 受託者は、信託財産に属する有価証券を法令等に基づき、保管振替機関等に預 託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第34条 <削除>

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要 と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。 (一部解約の請求および有価証券売却等の指図)
- 第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第37条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる 償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金および その他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部 解約に伴う支払い資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入 れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金

- の支払資金の手当を目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払 開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または 受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金 入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有す る有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期 間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の 償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日に おける信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて 受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

- 第40条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前 2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第41条 この信託の計算期間は、原則として毎年7月9日から翌年7月8日までとします。 ただし。第 1計算期間は、平成 11年7月30日から平成12年7月10日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

- 第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、 これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸費用」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

- 第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて 毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の154(平成13年10月18日以降は152) の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヶ月終了日(ただし、第1期計算期は除きます。)および各計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第 1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、 信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

- 第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。 (追加信託金および一部解約金の計算処理)

第46条 <削除>

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第47条 受託者は、収益分配金および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については、第48条第 1項および第 3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第4 8条第 4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第48条 収益分配金は、毎期計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、 毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第49条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する 受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、 原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する 証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券

会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる 受益証券の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項 の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 4営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各 受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の 指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑦ 8<削除>

(収益分配金および償還金の時効)

第49条 受益者が、収益分配金については前条第 1項に規定する支払開始日から 5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第 3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

- 第50条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約 の実行を請求することができます。
 - ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
 - ③ 委託者は、第1項および第2項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
 - ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを 得ない事情があるときは、第 1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中 止することができます。
 - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は 当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。た

だし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 4項の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が5億円を 下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届 け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ® 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第50条の規定に従います。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にか かる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償 還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたが って取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第 51 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、 第56条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第54条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託 契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第 56 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が 発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるも のとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ま す。
 - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
 - ⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨および その理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対 して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則と して、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第56条の2 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更 を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に 対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財 産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

- 第56条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事 由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

- 第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。
- 附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。
- 附則2 第48条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行規則令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。
- 附則3 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第18条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 附則4 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 附則5 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済 日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物 外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国 為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワ ップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に 係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を 取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワッ プ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金 額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に 割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日におけ る当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元 本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額につい て決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外 国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息と を合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に 割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成11年7月30日

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

委託者 大和住銀投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

受託者 三井住友信託銀行株式会社

親投資信託

日本バリュー株マザーファンド 約 款

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

- (2) 投資熊度
- ① TOPIX (東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② わが国の株式の中から、各種投資指標により割安と判断される銘柄を重視し、中長期的な観点からの個別企業のファンダメンタルズ分析により、投資銘柄を選定します
- ③ マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。
- ④ わが国の株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外への資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価 証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる 先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利に かかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為 替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の20%以内とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- ⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得 時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合には、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
- ⑨ スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ① デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める 合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないことと します。
- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託

(日本バリュー株マザーファンド 約款)

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、 信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けま す。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等 に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金 融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

- 第2条 委託者は、金10億円~金1,000億円または金10億円~金1,000億円相当の自ら委託者である他の証券投資信託(信託の元本および収益の管理および運用に関する事項(投資対象とする資産の種類を含みます。)についてこの信託と同一性を有するものに限ります。以下同じ。)の信託財産に属する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。以下「信託適格有価証券」といいます。)により、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
 - ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の有価証券をいいます。
 - 1. 証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている有価証券
 - 2. 店頭売買有価証券(金融商品取引法第67条の11第1項に規定する店頭売 買有価証券をいいます。以下同じ。)
 - 3. 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で次に掲げるもの。
 - イ. 金融商品取引法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券 (同項第17号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を含む。 ロ. において同じ。)
 - ロ. 金融商品取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会(同条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの。
 - ハ. 金融商品取引法第2条第1項第10号、第11号および第19号に掲げる有価 証券

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金1兆円もしくは金1兆円相当の信託適格 有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができ ます。
 - ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。 (信託適格有価証券での信託の方法)

第4条 第2条および第3条の規定にしたがい、この信託の受益権を信託適格有価証券 により取得する場合は、当該信託適格有価証券について前日の公表されている最 終価格に基づき算出された価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託にかかる受益証券の取得をするものとします。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第44条第1項、第45 条第1項および第47条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする 三井住友DSアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信 託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、10億口~1,000億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。 (追加信託金の計算方法)
- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行う前の信託財産に属する資産(受入担保代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加設定または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
 - ② 第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対 顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることは ありません。

(受益証券の発行および種類)

- 第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券 を発行します。
 - ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
 - ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

- 第12条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款 に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
 - ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2 条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定する ものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限りま す。)
 - ハ. 金銭債権
 - 二. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第 15 号に掲げるものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

- 第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の 規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資 することを指図します。
 - 1. 株券又は新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限ります。)
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 特別目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で 定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。 以下同じ。) および新株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 - 13. 証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 - 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

- 19. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書の うち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2 号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のう ち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、 第13号の証券および第14号の証券を「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定める もの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、主として前項第1号から第5号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権 証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100分の20を超えることとなる投資 の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100分の20を超えるこ ととなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、 その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、 証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行す るもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行 するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、 新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券 および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認で きるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第17条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信 託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。た だし、有価証券の値上がり等により 100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および 新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることと なる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を 超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(信用取引の運用指図)

- 第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、 株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるもの とします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

- 第19条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)
 - ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引 所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をす ることができます。
 - ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交 換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をするこ とができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引 および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、 原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引 が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢 金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資制限)

第22条 委託者は、取得時おいて信託財産に属する同一の転換社債ならびに転換社債型 新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式 お よび公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、 その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの 指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に 必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指 図することができます。
 - ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その 超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取 引の指図をするものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第25条の2 委託者は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第25条の3 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(保管業務の委任)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合 には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約 を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を法令等に基づき、保管振替機関等に預 託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第29条 <削除>

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要 と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。 (有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

- 第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当が ある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすること ができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第35条 この信託の計算期間は、原則として毎年7月9日から翌年7月8日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日より平成14年7月8日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

- 第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、 これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

- 第38条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。 (収益の留保)
- 第39条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日時まで信託財産中に留保し、期中には 分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計算処理)

第39条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額 との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解 約差金として処理します。

(一部解約)

- 第40条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。
 - ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出

ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数 の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の 純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者 に交付します。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払時期)

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該 償還金を受託者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、 第48条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第46条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託 契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者

がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が 発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるも のとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ま す。
 - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
 - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第49条の2 <削除>

(運用状況に係る情報)

第49条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事 由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

- 第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。
- 附則1 第21条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来 の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間 を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または

海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第21条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済 附則2 日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直 物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外 国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)の スワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替 取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同 じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該 為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本とし て定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における 現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決 済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあ らかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた 金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日にお ける直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日ま での利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における 現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年11月26日

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 委託者 大和住銀投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 受託者 三井住友信託銀行株式会社